

固定資産税の申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係 ①157

調査・届出・申告が必要です

家屋調査

平成27年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は、家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

該当する方は都合の良い日時をお知らせください。

※通常の住宅のほかに、車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

取り壊し家屋(建物)の届け出

平成27年中に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その家屋が未登記のときは、取り壊しの届け出をしてください。登記されている家屋のときは、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失の登記をしてください。

取り壊しの届け出または滅失の登記をしないと、平成28年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成27年中に次の事項に該当する場合は、固定資産税住宅用地等申請書を提出してください。

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合

○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合

○住宅を事業用家屋に用途変更した場合

申請用紙のダウンロード

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。ぜひ、利用してください。

減額措置を紹介します

いずれも、工事完了後3か月以内に必要書類を添えて申告してください。

省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日～平成28年3月31日に、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の家屋の固定資産税を減額します。

バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢の方・障害のある方などが居住する住宅(貸家を除く)で、平成19年4月1日～平成28年3月31日に、一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年

度分の家屋の固定資産税を減額します。

住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日～平成27年12月31日に、建築基準法に基づく現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合するように耐震改修工事を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

詳しくは減額範囲や要件、申告方法は、問い合わせてください。



現地調査を実施します

課税課では、年に3回市内を巡回して現地調査を行っています。

これは、家屋の新築や滅失、土地の利用状況により、適正な課税などを行うためのものです。

ご協力をお願いします。

抗体のない方は予防接種を！

大人の風しん予防接種

風しんに対する、免疫のない女性が妊娠中に風しんに感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる場合があります。

市では、対象の方が予防接種を受ける場合に、接種費用の一部を助成しています。

事前に、風しん抗体検査を受診していただく必要があります。

対象 市内在住で19歳以上の、妊娠を予定または希望している女性で、風しん抗体検査の結果が低抗体価であった方

※低抗体価：HI法で16倍以下、EIA法で8未満

申込み 平成28年3月25日(金)までに、所定の申込書に記入し、郵送または直接保健センターへ

※申込書は、保健センターで配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。

※申込時に、抗体検査も併せて申し込むことができます(市内在住で19歳以上の、妊娠を予定または希望している女性は無料)。

※抗体検査の結果(過去の妊娠中に行った妊婦健診の記録など検査数値のわかるもの)を持っている方は、申込

時に持参するか、郵送の場合は結果の写し(コピー)を同封してください。

接種方法 保健センターで申し込んだ後、市内の指定協力医療機関を予約し「風しん抗体検査申込書、予防接種決定通知、接種時の住所・年齢が確認できる本人確認書類」を持参して抗体検査を受けてください。結果が低抗体価であった場合に、予防接種を受けてください。

※指定協力医療機関について詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

助成金額

○麻しん風しん混合ワクチン 5000円

○風しんワクチン 3000円

※医療機関が定める接種費用から助成金額を差し引いた額を医療機関へ支払ってください。

※妊娠している方およびその可能性がある方は、接種することができません。

※接種後2か月間は、妊娠を避ける必要があります。

申込先・問合せ 保健センター ☎5511111 (内)623 〒205-0000
03 羽村市緑ヶ丘5-1-2

西多摩衛生組合 平成26年度ダイオキシン類測定結果

問合せ 西多摩衛生組合 計画管理課 ☎554-2409

測定結果は、いずれも環境基準値、法規制値、公害防止協定規制値を下回っています。

■環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

	平成26年					平成27年	
	4月22日(火)	5月13日(火)	7月2日(水)	10月31日(金)	12月2日(火)	1月7日(水)	3月5日(木)
1号炉	—	—	0.0082	—	—	0.0057	—
2号炉	—	0.0031	—	0.000056	—	—	0.00011
3号炉	0.0054	—	—	—	0.0072	—	—

【単位：1ナノグラム(1ng)は、10億分の1グラム】

- 採取場所…各炉煙突排ガス採取口
- 法規制値…1ng-TEQ/m³N (ダイオキシン類対策特別措置法)
- 公害防止協定規制値…0.5ng-TEQ/m³N

■環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/m³)

	平成26年		平成27年	
	6月19日(木)正午 ～20日(金)正午	12月11日(木)正午 ～12日(金)正午	1月22日(木)正午 ～23日(金)正午	3月5日(木)正午 ～6日(金)正午
羽村市立羽村第三中学校(屋上)	0.015	0.020	0.019	0.0073
羽村市立松林小学校(屋上)	0.014	0.016	0.027	0.0071
羽村市立あさひ公園(地上)	0.014	0.015	0.015	0.0087
瑞穂町立瑞穂第四小学校(屋上)	0.015	0.022	0.026	0.010
瑞穂町富士見公園(地上)	0.017	0.019	0.014	0.0088

【単位：1ピコグラム(1pg)は、1兆分の1グラム】

- 環境基準値…0.6pg-TEQ/m³(ダイオキシン類対策特別措置法)